

大学院修士課程からの学芸員資格取得 —本学での事例と改善案—

野村正弘*・想田 充**

【要旨】 大学院修士課程から学芸員資格を取得を開始し、成し遂げた例を報告する。これは、従来のように大学で単位を取得をして資格を取得する方法ではなく、国家試験と単位取得を併用したものである。また、この試みの中で考えた、本学大学院2年間で学芸員資格が取得できるようにする改善案を提案する。

【キーワード】 学芸員、大学院、資格取得、国家試験

1. はじめに

学芸員資格の取得には、いくつかの方法があるが、そのほとんどは大学で単位を取得すること（平成19年度は98.1%）によって行われている（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議、2009）。

本学でも学芸員資格取得の課程が設置されており、2008年度は14人の有資格者が出ていた（駿河台大学資格課程、2009b）。この課程では、在学期間4年間（最短で3年間）で必要な単位が取得できるように、授業が配当されている（駿河台大学資格課程、2009a）。

しかし、本学の大学院修士課程から学芸員資格を取得しようとする場合、科目等履修生制度を利用するしかない。仮に履修できたとしても、2年間では必要な単位の取得がすべて終わらないことになる。つまり、現状では大学院修士課程での学芸員資格の取得は、断念せざるを得ないのである。

筆者の想田は博物館に就職をするため、学芸員資格を必ず取得する必要があった。そこで、野村と相談し以下に述べるような方法を使って、『学芸員補』

の資格を取得することにチャレンジした。困難ではあったものの、資格取得まで漕ぎ着けた。本報告では、その経緯と今回のチャレンジの中で考えた提案を記すことにする。

2. 学芸員資格の取得方法

博物館法施行規則（昭和二十六年法律第二百八十五号）によれば、図1に示したような方法があることがわかる。その多くは、既に学芸員補として博物館に就職している職員に対し、学芸員資格を授与するための方法が記述されている。

前述のように資格取得者のほとんどが、大学で博物館に関する科目を履修して取得している。図1をみても、大学時代に博物館に関する科目を履修しないで、学士の称号を得た者が芸員資格取得で選択可能な方法は、国家試験の受験のみである。ただし、国家試験に博物館実習に相当する科目がないため、取得できる資格は『学芸員補』である。

学芸員資格を取得するために、学芸員コースを持つ大学に学士入学する方法も考えられるが、相田は本学の大学院生として在籍しており、これは不可能

* 駿河台大学メディア情報学部

** 明治大学米沢嘉博記念図書館

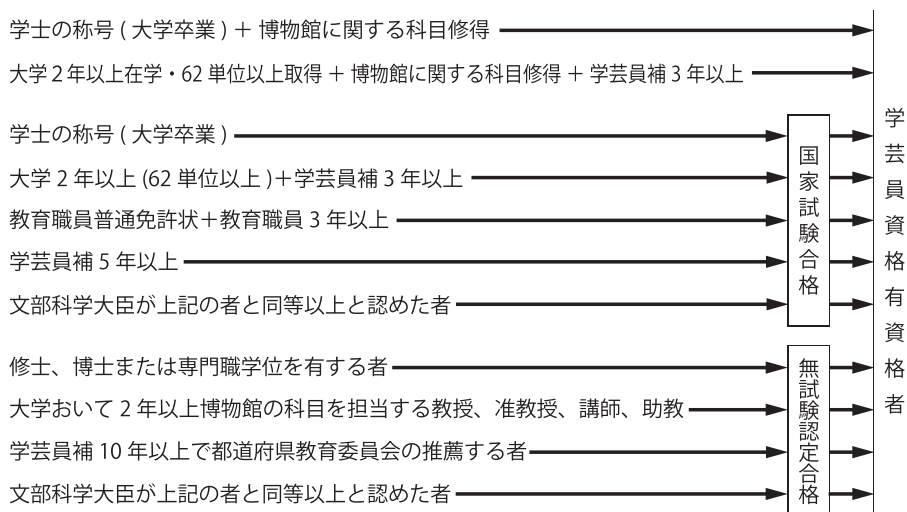


図1 学芸員資格の取得方法

ということになる。本学の資格課程では、編入生であれば選択科目の単位を個別に認定できるが、大学院生が資格取得を行う場合には学部取得単位の認定はできない。

これ以外の方法として、博物館施行規則の第九条の一に「学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者」という規定があるが、学位取得のみでは不可で博物館に関する著作や論文などの業績が複数必要である（文部科学省、2011a）。また、想田は就職時に学芸員資格が必要であるため、学位を取得した後に申請して取得することでは遅いということになる。

よって、想田が学芸員資格を取得するためには、国家試験を受験するしかないことが判明した。

3. 博物館関連法規を読み込む

博物館施行規則には、以下の記述がある。

第七条 大学又は文部科学大臣の指定する講習等において、前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を一単位（博物館学にあつては六単位）以上修得した者又は講習等を修

了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

試験の免除規定を読むと、「…その願い出により、当該科目についての試験を免除する。」とあるだけで、科目数の上限・下限は明記されていない。場合によっては、『すべての科目について国家試験を受験するが、すべての科目を免除申請して合格する』ということが可能なのである。なお、大学ですべての単位を取得して学芸員資格を取得した場合は、単位取得証明書をもって代えることができるため、申請する必要はない（文部科学省、2011b）。

理論的には複数の大学での単位取得と国家試験の併用で、学芸員資格を取得可能であるが、それが可能という記述は見いだせない。前述のように全科目を大学で単位取得した場合、証明は大学の単位取得証明書になるが、試験認定合格者および無試験認定合格者については、博物館施行規則第十四条にあるように合格証が授与される。

第十四条 試験認定合格者（第十二条第一項ただし書に規定する者を含む。）及び無試験認定合格者に対しては、合格証書（別記第三号様式によるもの）を授与する。

野村・想田：大学院修士課程からの学芸員資格取得

つまり、試験認定を出願し受験すれば、合格の認定を文部科学省が行ってくれ、合格証を交付してくれる。よって、すべての科目を出願し、単位取得済み科目については免除申請を行うことで、本当に受験しなければならない科目を大幅に減じることができる。場合によっては、複数大学で学芸員資格取得に係るすべての単位を取得すれば、文部科学省がすべてを認定し、合格証の交付を受けるということも可能である。

今回この方法を使って、学部時代の取得単位と科目等履修生として新たに取得した単位を、試験認定として出願して認定・免除してもらうことで『学芸員補』の資格取得を進めることにした。

4. 実際の資格取得までの流れ

以下に、野村と打ち合わせて計画をし、想田が実行した実際の流れを記す。

2008年3月

- ・科目等履修生に登録する。

2008年4月

- ・本学大学院に入学する。
- ・学部(本学ではない)時代に取得した教養科目「教育学」、「文化人類学」、「現代社会文化論」などが本学で認められず、本学で科目等履修生として再履修が必要と判明する。
- ・学芸員資格が文部科学省の試験認定によっても取得可能であることに思い至り、学芸員担当教員(野村)と面談する。資格としては「学芸員補」となるものの、科目等履修生としての履修科目を減じることが可能なことが判明する。
- ・生涯学習政策局 社会教育課 指導研修係へ電話による連絡の後、電子メールで、学部時代のどの科目が認定可能か、これから履修すべき科目は何かを確認する。
- ・2008年度は本学で「博物館概論」、「博物館情報学」、「博物館資料論」を履修する。

2008年6月

- ・文部科学省より学部時代に履修した「教育学」、「民

俗学」のみが選択科目として認定が可能という返信がある。

- ・「視聴覚教育メディア論」の単位が必要なことが判明し、この科目は試験を受験することにする。

2008年7月

- ・文部科学省へ、学部時代履修した「文化史」、「美術史」いずれかの科目が認定可能か問い合わせる。

2008年8月

- ・文部科学省から「文化史」の認定が可能との回答がある。
- ・「視聴覚教育メディア論」のみ国家試験受験のため出願する。
- ・試験不合格のときの保険として「視聴覚教育メディア論」を通信制大学で履修するため登録する。

2008年9月

- ・文部科学省から「文化史」はシラバスを確認したところ認定不可との変更連絡が入る。

2008年10月

- ・文部科学省に通信制大学の科目「美術史」が認定可能か問い合わせると、即日、可能との回答がある。
- ・通信制大学に「美術史」に該当する科目を追加登録する。

2008年11月

- ・国家試験「視聴覚教育メディア論」を受験する。

2009年2月

- ・国家試験「視聴覚教育メディア論」に合格する。

2009年3月

- ・通信制大学の成績通知があり、「美術史」、「視聴覚教育メディア論」の単位を取得する。

2009年8月

- ・国家試験を「美術史」免除で出願する。

2010年2月

- ・国家試験「美術史」に合格する。

2010年3月

- ・「学芸員補」資格取得する。

当初の計画では、学部所得単位、科目等履修生で取得した単位、通信制大学で取得した単位を文部科

学省に認定してもらい、資格取得を目指す予定であったが、「視聴覚教育メディア論」のみ試験を受験することになった。幸いにも同試験には合格し、合格証が交付された。以上をまとめると表1ようになる。

5. 今回の経験からの私案

今回のケースは極めてまれなケースである。しかし、大学院在学中に学芸員資格を取得し、就職したという非常に強い意志が導いた成功例である。このような網渡り的な方法は、誰にでも推奨できるものではない。

近年、学芸員の採用にあたり、大学院修了を要件としてくるケースが多い。大学院を修了しても職に就けない人達が、数の少ない学芸員募集に応募するということもあるが、博物館諸事業（特に研究分野）において学芸員は高い専門性を要求されるので、大学卒よりも修士修了または博士終了者を採用する動きになるのは当然である。大学院修了者が学芸員として優位に採用されるのであれば、大学院生にこそ積極的に学芸員資格を取得させるべきである。そこで以下のような改善案を提案してみたい。

まずは、本学の大学院生が入学後に学芸員資格取得を希望する場合は、科目等履修生としてではな

く、資格課程に登録して履修できるようにすることが必要である。もちろん、優遇措置など必要なく、登録費用も学部学生と同様で良い。このような措置は、すでにいくつかの大学院（たとえば、帝塚山大学大学院など）で、とられている。本学においても全く不可能ということはないであろう。

次に、別大学等で取得した学芸員資格取得に係る科目の認定を、本学大学院生の学芸員課程履修者について積極的に行うことも必要である。授業の配当年次から、学部学生でも履修終了まで3年程度かかることが普通であるため、大学院生の既取得科目の単位認定を行わないと、修士課程2年間では資格取得が困難となるからである。

またこれは、平成24年度から施行される新法に対応することにもつながる。新法では単位数および科目数が増加し（表2）、複数大学での単位取得や講習の終了等、複数の方法を組み合わせた学芸員資格取得が予想されるためである。また、この件に関しては、平成2009年6月2日に文部科学省で開催された「改正司書養成科目・学芸員養成科目に関する説明会」でも、複数の大学で単位取得をして資格取得が可能になった学生には、可能になった時点で在籍していた大学がすべての単位を認定し、学芸員資格単位取得証明書を発行してほしいという要請も行われている。

表1 想田が実行した学芸員資格取得方法のまとめ

博物館法施行規則が定める大学における授業科目	法定単位数	履修した授業科目名	取得単位数	取得機関・取得方法	国家試験への適用
必修科目	1	生涯学習概論	2	通信制単位取得	単位取得後試験免除申請
	2	博物館概論	2	駿河台大学・単位取得	単位取得後試験免除申請
	1	芸術経営論	2	駿河台大学・単位取得	単位取得後試験免除申請
	2	博物館資料論	2	駿河台大学・単位取得	単位取得後試験免除申請
	1	博物館情報学	2	駿河台大学・単位取得	単位取得後試験免除申請
	3	博物館実習	(4)	(駿河台大学・単位取得)	
	1	視聴覚教育メディア論	2	国家試験受験(通信制大学・単位取得)	試験取得
選択科目	1	教育学概論	2	明星大学・単位取得	試験免除申請
	文化史・美術史・考古学・民俗学・自然科学史・物理・化学・生物学・地学の中から2科目	文化人類学 A[民俗学]	2	明星大学・単位取得	試験免除申請
		日本人の美意識概論[美術史]	2	通信制大学・単位取得	単位取得後試験免除申請

[] は相当法定科目名、() は確実性を確保するため、または将来を見込んで取得した科目・単位

**表2 平成24年から施行される新法に伴う学芸員資格取得のための必修科目の変更追加
網掛け部は新規に追加となった科目と単位数**

<現行 8科目 12単位>			<改正後 9科目 19単位>		
No.	科目名	単位数	No.	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1	1	生涯学習概論	2
2	博物館概論	2	2	博物館概論	2
3	博物館経営論	1	3	博物館経営論	2
4	博物館資料論	2	4	博物館資料論	2
			5	博物館資料保存論	2
			6	博物館展示論	2
5	博物館情報論	1	7	博物館情報・メディア論	2
6	視聴覚メディア論	1			
7	教育学概論	1	8	博物館教育論	2
8	博物館実習	3	9	博物館実習	3

以上の提案が実現するならば、大学院修士課程在学中に新たに学芸員資格が取得でき、修士の学位も取得して学芸員就職を優位に進めることができる。そうすれば、特色ある大学院教育を実現することができ、本学大学院の発展につながると考える。

文献等

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議
(2009)『学芸員養成の充実方策について(第2次報告書)』。文部科学省、79p.
駿河台大学資格課程(2009a)『2009資格課程・司書教諭課程履修ガイド』。駿河台大学、13-23。
駿河台大学資格課程(2009b)『駿河台大学資格課程

年報』。駿河台大学、第9号49p.

文部科学省(2011a)「5 可否判定の基準」『平成22年度学芸員資格認定受験案内』。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/06/07/1267582_01.pdf (2011年5月28日検索)

文部科学省(2011b)「2学芸員となる資格」『学芸員資格認定について』。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/04060101/001.htm (2011年5月28日検索)

帝塚山大学大学院人文科学研究科 web サイト

<http://www.tezukayama-u.ac.jp/graduate/japanese/future.html> (2011年5月28日検索)

Acquisition of the curator qualification at the graduate school Master's course

—case by our school and improvement idea—

NOMURA Masahiro* and SODA Mitsuru**

[Abstract] The case which began acquisition curator qualification and accomplished from a graduate school Master's course will be reported. This is not the method of unit acquisition in a university, is by using together the unit acquisition and the state examination.

In this try, the reform idea is proposed that curator qualification can be acquired by the graduate school of Surugadai University for 2 years.

[Key Words] curator, graduate school, qualification acquisition, state examination